「葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱」における出店予定者の手続きフロー

変更

変更計画

小売業500㎡以上1,000㎡以下
飲食店等500㎡以上

目安として、関係各課との協議に２か月程お時間をいただいております。

変更計画が決定次第、早めに産業経済課にご相談ください。

産業経済課へ事前連絡
届出書（案）提出（書面一部・ＰＤＦ形式）

関係各課

危機管理課
環境課・清掃事務所
都市計画課・住環境整備課
建築課・道路管理課
交通政策課・道路補修課
教育総務課

関係各課からの「要望・指摘事項等一覧」に対する回答を記入後、産業経済課へ提出

必要に応じて関係各課と直接協議・調整

近隣住民への周知

※可能な限り、説明会を行っていただきますようお願いいたします。（軽微な変更は除く）
　その際、配布チラシや議事録等の資料のご提出をお願いいたします。

・関係各課からの指摘・意見等に従わないとき
・周辺の生活環境・商業環境に著しい悪影響が予想されるとき　等

関係各課と再協議

改善　**改善なし**

近隣住民から協議申し入れ

なし　**あり**

近隣住民と出店予定者による協議

協議が調わない場合

(区)検討委員会開催

（特に必要がある場合）
協議結果の公表

※変更を行う日の３週間前までに提出。
ただし、可能な限り早めのご提出をお願いいたします。

特定商業施設変更届出書提出

変更の実施